

名寄市総合計画策定審議会議案

- ・ 日 時 名寄市立大学新館2階 中講義室
- ・ 場 所 平成 23 年 10 月 18 日(火)
午後 6 時 30 分～

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

ア 各専門部会の開催状況について

- ・ 総務部会 4回 (4.28、5.26、9.26、10.7)
- ・ 保健医療福祉部会 5回 (2.21、4.13、6.17、6.30、9.28)
- ・ 市民生活環境部会 4回 (2.21、4.11、5.30、9.28)
- ・ 都市基盤整備部会 5回 (2.21、3.28、4.6、5.27、9.29)
- ・ 産業経済部会 4回 (2.21、4.21、5.27、9.30)
- ・ 教育文化スポーツ部会 5回 (2.21、4.21、5.17、6.1、9.29)

イ 市長との意見懇談会について

- ・ 平成 23 年 6 月 9 日(木) 転入者・福祉関係団体 13 人、審議会委員 3 人
- ・ " 6 月 13 日(月) 経済関係団体 11 人、審議会委員 5 人
- ・ " 6 月 14 日(火) 文化スポーツ教育団体 10 人、審議会委員 4 人

4 協議事項

(1) 新名寄市総合計画後期計画(素案)について

- ア 総務部会 (資料 1)
- イ 保健医療福祉部会 (資料 2)
- ウ 市民生活環境部会 (資料 3)
- エ 都市基盤整備部会 (資料 4)
- オ 産業経済部会 (資料 5)
- カ 教育文化スポーツ部会 (資料 6)

5 その他

(1) 今後の日程について

第2回名寄市総合計画策定審議会顛末

- 1 開会 (長内総務部次長)
- 2 あいさつ (長谷川会長、加藤市長)

— 以降、長谷川会長の司会進行 —

3 報告事項

ア 各専門部会の開催状況について

イ 市長との意見懇談会について

事務局より報告。質疑、意見等なし。

4 協議事項

(1) 新名寄市総合計画後期計画(素案)について

ア 総務部会 (資料1)

イ 保健医療福祉部会 (資料2)

ウ 市民生活環境部会 (資料3)

エ 都市基盤整備部会 (資料4)

オ 産業経済部会 (資料5)

カ 教育文化スポーツ部会 (資料6)

専門部会毎に部会長及び事務局より報告を受け、審議を行った。

— これに係る主な質疑等 —

総務部会 藤平副部会長、佐々木部長説明

(質疑・意見等なし)

保健医療福祉部会 西部会長、三谷部長、松島部長(Ⅱ-2)、扇谷部長(Ⅱ-7)説明

(質疑・意見等なし)

市民生活環境部会 澤田部会長、扇谷部長説明

(委員)

7ページの〔基本事業〕の「防火対策の推進」の中で前期・後期共に、住宅火災警報器の設置促進と記載があるが、現在は設置が義務化されている。法令が変わって施行されているので、文言が同じよりは、義務化に対する啓蒙活動という形に表現を変えた方が良いのではないか。

また、消防団の高齢化や人員不足が様々な地域で言われているが、名寄市では問題点はないのか。高齢化が進む中で、これからの計画にしっかり組み込んだ方がよいのではないか。

(牧村消防署長)

住宅火災警報器の設置については、今年の6月から法的に義務付けがされているが、名寄市では充足率が79.3%と充分ではないので、継続して取り組んでいきたい。

また、現在名寄消防団は職員130名の内、実働員が130名となっており、充足率を満たしている。

都市基盤整備部会 菅井部会長、野間井部長説明

(委員)

3ページの前期計画の〔施策の基本的な考え方〕の中で、「都市のコンパクト化」と記載があるが、後期計画では記載がなくなっている。前市長の時から「コンパクトなまちづくり」が施策の中で重要な位置を示していたと記憶している。今回後期計画の中で言葉が消えた意味を教えてください。

(野間井部長)

計画書では消されているが、もともと都市整備の部分では、「都市計画マスタープラン」が基本となっているので、その中でコンパクト化を継続していく。

(委員)

それでは後期計画に残っていてもいいのではないか。どうして消えてしまったのか。

(野間井部長)

当初、「住宅の整備」の中でコンパクト化を謳っていたが、基本的に「都市環境の整備」の部分で都市のコンパクト化を謳わなければならないと考えている。〔基本事業〕の「都市計画制度の推進と適正な管理」の中で「都市計画マスタープランとの整合を図り」と記載されているので、この中でコンパクト化を謳っていききたい。7ページにも「民間住宅や福祉的施設などの整備計画に市街地への誘導を働きかけ、コンパクト化を進めていきます。」と謳っているのでご理解をいただきたい。

産業経済部会 上口副部会長、寺崎部長説明

(質疑・意見等なし)

教育文化スポーツ部会 檜山部会長、鈴木部長説明

(委員)

障害児や発達障害など、通常の学校にいる子ども達を含めた支援を行っていくということで、「小中学校教育の充実」の実施計画事業に「特別支援教育の推進」が挙げられているが、発達障害者支援法では教育の中でも幼児教育から高校を卒業した後も一貫して行われる事業となっている。教育部の中で幼稚園の部分や高等教育に渡るところで具体的な反映がなされていないのではないかと。また、幼児教育の段階で考えると、保育所や幼稚園で一体的に制度が運用されていくべきものなので、福祉部局との連動制も明らかになっていくべきだと思う。小中学校の枠に入れるのではなく、教育全体の取り組みとしてどのように具現化していくのかという部分がみえない。

(鈴木部長)

確かにそうだと思う。教育文化スポーツ部会の中でも幼児教育の部分については子ども未来課の担当者も交えて議論いただいた。高等教育の部分については不十分であったと思う。文面については検討させていただきたい。

— 答申について —

追加資料を配布し、事務局より説明した。説明のとおり 10 月 20 日に市長に答申することを確認した。

5 その他

(1) 今後の日程について

事務局より説明。

長谷川会長、加藤市長よりご挨拶いただき、閉会。